

改 正 案	現 行
<p>埼玉県工業用水道料金徴収条例 第一条～第二条 (略) (料金の額) 第三条 料金は、月額とし、その額は、次の各号に掲げる種別ごとに、それぞれ当該各号に定める額の合計額に百分の百十を乗じて得た額とする。 一～二 (略) 三 超過料金 次に掲げる水量に対し、超過料率（一立方メートルにつき四十五円五銭とする。）を乗じて得た額 イ <u>一時間における使用水量を記録する量水器を用いる場合</u> 当該月における各一日の超過使用水量（一時間における使用水量から基本使用水量の二十四分の一及び特別使用水量を減じて得た水量のうち最大の水量に対し、二十四を乗じて得た水量）の合計水量 ロ <u>一時間における使用水量を記録しない量水器を用いる場合</u> 当該月における使用水量から、基本使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量を減じて得た水量 2 (略) 第四条～十四条 (略) 附 則 (略)</p>	<p>埼玉県工業用水道料金徴収条例 第一条～第二条 (略) (料金の額) 第三条 料金は、月額とし、その額は、次の各号に掲げる種別ごとに、それぞれ当該各号に定める額の合計額に百分の百十を乗じて得た額とする。 一～二 (略) 三 超過料金 次に掲げる水量に対し、超過料率（一立方メートルにつき四十五円五銭とする。）を乗じて得た額 イ <u>記録紙を使用する量水器を用いる場合</u> 当該月における各一日の超過使用水量（一時間における使用水量から基本使用水量の二十四分の一及び特別使用水量を減じて得た水量のうち最大の水量に対し、二十四を乗じて得た水量）の合計水量 ロ <u>記録紙を使用しない量水器を用いる場合</u> 当該月における使用水量から、基本使用水量に当該月の日数を乗じて得た水量を減じて得た水量 2 (略) 第四条～十四条 (略) 附 則 (略)</p>